

ご遺族のための おくやみハンドブック

健康保険や未支給年金請求、介護保険など、様々なお手続きが必要です。各種手続きについて、おくやみハンドブックにてご案内いたします。



手続きに必要となる持ちものを
必ずご確認ください。

※各担当課の窓口でお手続きください。

2025年12月

【発行】木津川市

【担当】市民環境部 市民課

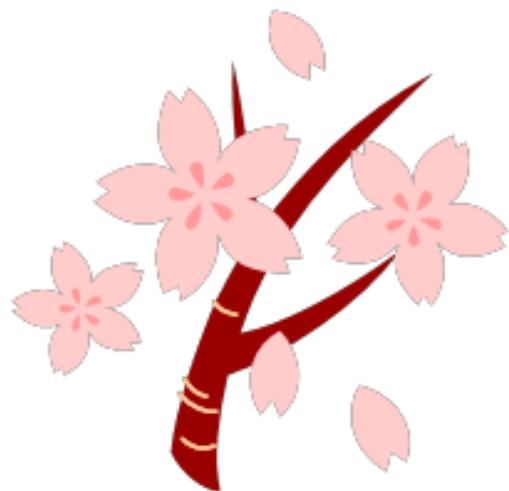
ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族の方におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくると存じます。

本ハンドブックでは、それらのうち、木津川市へ申請・届出いただく各種手続きについてご案内をしています。

どうぞ、ご活用ください。



おくやみハンドブック目次

市役所での手続きチェックリスト

■市民課	• • • • 3
■健康保険、介護保険	• • • • 4
■年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等	• • • • 6
■税金関係	• • • • 7
■福祉に関する各種返還、請求	• • • • 8
■児童手当、児童扶養手当、学校関係	• • • • 10
■市営住宅、その他	• • • • 11

市役所以外での手続きチェックリスト

■上下水道、その他	• • • • 12
住民票の写し（除票）・委任状に関するご案内	• • • • 13
木津川市役所 庁舎内案内図	• • • • 15
木津川市案内図	• • • • 16

市役所での手続きチェックリスト

■ 市民課

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
印鑑登録証（市民カード）をお持ちの方		印鑑登録証（市民カード）の返還	亡くなられた方の印鑑登録証・市民カード	市民課 1階 1番窓口  75-1210
個人番号カードをお持ちの方		個人番号カードの返還	亡くなられた方の個人番号カード *生命保険・年金等の手続き終了後、返還ください。	市民課 1階 1番窓口  75-1210
世帯主が亡くなられた方		世帯主変更	亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に残された世帯員（15歳以上）が2名以上いる場合、世帯主変更の手続きが必要です。 ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・委任状（届出人が別世帯の場合、委任状が必要です。右記までお問い合わせください。） *亡くなられた方が、おひとり世帯の場合は、手続き不要です。	市民課 1階 1番窓口  75-1210

■ 健康保険、介護保険 (*印のある届については、お申し出により、市民課にて本人確認の上、住所・氏名を記載した申請書をお渡しできます。)

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
国民健康保険に加入している方 または 国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方		資格喪失届* 資格確認書及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請* 送付先申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更	亡くなられた方が、 ●国民健康保険に加入している方の場合 ・亡くなられた方の資格確認書 ・記載事項に変更のある方の各種認定証 ・葬祭を行ったこと及び喪主、亡くなられた方の氏名が確認できるもの (葬祭の領収書、会葬礼状等) ・手続きする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの (基本的に喪主の口座) 亡くなられた方が、 ●国民健康保険に加入していない世帯主の場合 ・その世帯の加入者の資格確認書 ・その世帯の加入者の各種認定証 ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
後期高齢者医療に加入している方		資格確認書及び各種認定証の返還 資格喪失届*	・亡くなられた方の資格確認書 ・亡くなられた方の各種認定証	
		葬祭費支給申請* 保険料の還付申請 高額療養費等の振込口座の変更 相続人代表者指定届 高額療養費支給申請書*	・葬祭を行った日付及び喪主、亡くなられた方の氏名が確認できるもの (葬祭の領収書、会葬礼状等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの (基本的に喪主の口座) ・相続人代表となる方が相続人であることの確認ができるもの(戸籍等) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ※必ずしも保険料の還付が生じるとは限りません。	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
老人医療費助成を受給している方		受給者証の返還 振込口座の変更 資格喪失届*	・亡くなられた方の老人医療費受給者証 ・相続される方の振込先口座がわかるもの	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
障がい者医療費助成を受給している方		受給者証の返還 振込口座の変更 資格喪失届*	・亡くなられた方の福祉医療費受給者証 ・相続される方の振込先口座がわかるもの	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
重度心身障害老人健康管理事業助成を受給している方		対象者証の返還 資格喪失届*	亡くなられた方の重障老人健康管理事業対象者証	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
子育て支援医療費助成を受給している児童		受給者証の返還 資格喪失届*	亡くなられた方の子育て支援医療費受給者証	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
子育て支援医療費助成を受給している方の保護者		振込口座の変更	個別の状況に応じてご案内します。	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214

ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童		受給者証の返還 資格喪失届*	亡くなられた方の福祉医療費受給者証	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
ひとり親家庭等医療費助成を受給している保護者		受給者証の返還 振込口座の変更 資格喪失届*	個別の状況に応じてご案内します。	国保年金課 1階 2番窓口 ☎ 75-1214
65歳以上の方または介護認定を受けている方		介護保険被保険者証等の返還 資格喪失届*	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 亡くなられた方の介護保険負担割合証（該当の方） 亡くなられた方の負担限度額認定証（該当の方） 	高齢介護課 2階 7番窓口 ☎ 75-1213
紙おむつ等の給付を受けている方		紙おむつ給付券の返還	紙おむつ給付券の返還	高齢介護課 2階 7番窓口 ☎ 75-1213
緊急通報装置の貸与がある方		緊急通報装置の撤去・返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	高齢介護課 2階 7番窓口 ☎ 75-1213
SOSネットワーク事業に登録されている方		登録抹消届出の提出	右記に連絡し、手続きを行ってください。	高齢介護課 2階 7番窓口 ☎ 75-1213

■ 年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
国民年金を受給している方		未支給年金・未支払給付金請求 遺族基礎年金請求	<p>※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金証書 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者と死亡者の続柄関係がわかる戸籍 ・請求者となる方のマイナンバーを確認できるもの 	国保年金課 1階 2番窓口  75-1214
国民年金に加入している方		遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	<p>※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金手帳 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者と死亡者の続柄関係がわかる戸籍 ・請求者となる方のマイナンバーを確認できるもの 	国保年金課 1階 2番窓口  75-1214
厚生年金を受給している方		未支給年金・未支払給付金請求 遺族厚生年金請求	<p>※亡くなられた方の年金証書を持参のうえ、まずは、右記または市役所の国民年金担当窓口でご相談ください。</p> <p>※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。 ご相談・お手続きの際は、予約が必要です。</p>	京都南年金事務所  075-644-1165 予約受付専用電話  0570-05-4890 (ナビダイヤル)
共済年金を受給している方			各共済組合へ直接お問い合わせください。	
恩給を受給している方			総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。	総務省恩給相談窓口  03-5273-1400
農業者年金を受給している方		死亡届 未支給年金請求	<p>※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、市役所の担当窓口でご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方の印鑑（認印） 	農業委員会事務局 3階 4番窓口 農政課内  75-1220
企業年金を受給している方			各企業年金基金等 または 企業年金連合会（年金相談室）  0570-02-2666	

■ 税金関係

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
市・府民税が課税されている方		相続人代表者指定届の提出	相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等）	税務課 2階 4番窓口 ☎ 75-1203
原動機付自転車等 (木津川市ナンバー)の車両を所有している方		名義変更 または廃車	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の本人確認書類(運転免許証等) 相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ナンバープレート <p>※亡くなられた方と同一世帯以外の方が手続きする場合は、相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）が必要となる場合があります。</p> <p>※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。</p>	税務課 2階 4番窓口 ☎ 75-1203
固定資産をお持ちの方		相続人代表者指定	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の事実及び相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等） 相続人が複数人の場合は全員の署名が必要となります。 	税務課 2階 4番窓口 ☎ 75-1203
未登記家屋をお持ちの方		未登記家屋の所有者変更	<ul style="list-style-type: none"> 登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有者を変更される場合は、「家屋を現に所有している者の申告書（所有者変更分）」にて申告していただきます。 <p>詳しくは、右記までお問い合わせください。</p>	税務課 2階 4番窓口 ☎ 75-1203
納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）		今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更又は廃止等）	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の納税通知書や領収書 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 	税務課 2階 4番窓口 ☎ 75-1203

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。

所有権や相続割合等を決めるものではありません。

■ 福祉に関する各種返還、請求

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
京都府心身障害者扶養共済制度に加入している方		心身障がい者の保護者の方が亡くなられたとき 給付金請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府心身障害者扶養共済制度加入証書 ・医師が発行する死亡診断書又は死体検案書（原本又は原本証明されたもの） ・加入日から2年以内に亡くなられた場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式） ・亡くなられた加入者（保護者）の住民票除票（原本） ・年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの ・障がい者の住民票記載事項証明書 	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
		心身障がい者の方が亡くなられたとき 弔慰金請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた障がい者の住民票除票（原本） ・京都府心身障害者扶養共済制度加入証書 ・加入者（保護者）の住民票記載事項証明書 ・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの 	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
		扶養共済給付金受給者が亡くなられたとき 死亡届	京都府心身障害者扶養共済制度給付金証書	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳返還届	亡くなられた方の手帳	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方		受給者証返納届	亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちの方		受給者証返還	亡くなられた方の更生医療受給者証、または育成医療受給者証	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方		資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・相続される方の印鑑（認印） ・相続される方の振込先口座がわかるもの 	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
特別児童扶養手当を受給している方		受給者の方が亡くなられたとき 資格喪失届（未支給の手当がある場合） 未支払請求書兼受給者死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・手当証書 <p>※個別の状況に応じてご案内します。</p>	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211
		対象児童が亡くなられたとき 資格喪失届または額改定請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・手当証書 <p>※個別の状況に応じてご案内します。</p>	社会福祉課 1階4番窓口 ☎ 75-1211

受給者証 (障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援、一時支援・移動支援)をお持ちの方		受給者証返還	亡くなられた方の受給者証	社会福祉課 1階 4番窓口 ☎ 75-1211
障害者福祉タクシー等利用券をお持ちの方		障害者福祉タクシー等利用券返還	亡くなられた方の障害者福祉タクシー等利用券	社会福祉課 1階 4番窓口 ☎ 75-1211
京都おもいやり駐車場利用証をお持ちの方		京都おもいやり駐車場利用証返還	京都府山城南保健所で京都おもいやり駐車場利用証を返還してください。	京都府山城南保健所 ☎ 72-4300
障がい者医療費助成を受給している方		受給者証の返還 振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証 ※後期高齢者医療にご加入の方は、受給者証はありません。) 相続される方の振込先口座がわかるもの 	国保年金課 1階 2番窓口 電話 75-1214
戦没者弔慰金		国債受領前	個別の状況に応じてご案内します。	社会福祉課 1階 4番窓口 ☎ 75-1211
		国債受領後	<ul style="list-style-type: none"> 国債 請求者の死亡を証明できる戸籍書類 請求者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 印鑑 	郵便局
犯罪被害者等見舞金		犯罪等行為により亡くなられたとき	個別の状況に応じてご案内します。	社会福祉課 1階 4番窓口 ☎ 75-1211

■ 児童手当、児童扶養手当、学校関係

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
児童手当を受給されている方		受給者の方が亡くなられたとき 未支払請求書 認定請求書	個別の状況に応じてご案内します。	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
		対象児童が亡くなられたとき 資格喪失届 または 額改定請求書	個別の状況に応じてご案内します。	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
(遺児福祉手当) 義務教育終了前の児童を養育している父または母が亡くなられた家庭		遺児福祉手当支給申請書	個別の状況に応じてご案内します。	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
遺児福祉手当を受給している方		受給者の方が亡くなられたとき 資格喪失届	遺児福祉手当支給決定通知書（お持ちの場合）	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
		対象児童が亡くなられたとき 資格喪失届	遺児福祉手当支給決定通知書（お持ちの場合）	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
児童扶養手当の認定を受けており対象児童が亡くなられた家庭		資格喪失 または 減額改定（減額）	資格喪失の場合は児童扶養手当証書	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
18歳以下の児童を養育している父又は母が亡くなられた家庭		死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	こども未来課 2階 6番窓口 ☎ 75-1229
就学援助認定世帯の児童の方		就学援助費の清算	個別の状況に応じて後日ご案内します。	学校教育課 2階 3番窓口 ☎ 75-1230
就学援助認定世帯の保護者の方		就学援助費の振込口座の変更	個別の状況に応じて後日ご案内します。	学校教育課 2階 3番窓口 ☎ 75-1230
保育園・幼稚園在園児の保護者の方		支給認定変更申請	個別の状況に応じてご案内します。	保育幼稚園課 2階 9番窓口 ☎ 75-1212 または在園中の 保育園・幼稚園

■ 市営住宅、その他

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
契約者が亡くなり、引き継ぎ市営住宅に入居される同居親族		市営住宅入居承継承認	承継手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	施設整備課 3階 5番窓口 ☎ 79-0553
契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方		市営住宅返還	退去立会が必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	施設整備課 3階 5番窓口 ☎ 79-0553
市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた方		市営住宅同居者異動届出	・市営住宅同居者異動届出書 ・市営住宅入居者緊急時の連絡先（独居になる場合）	施設整備課 3階 5番窓口 ☎ 79-0553
市営墓地（思いでの丘霊園）を使用している方		市営墓地承継申請	承継手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	環境課 3階 10番窓口 ☎ 75-1215
浄化槽を使用している方		管理者変更届 休止届 廃止届	個別の状況に応じてご案内します。	環境課 3階 10番窓口 ☎ 75-1215
犬を所有している方		所有者の変更 所在地の変更	所有者、所在地の変更手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	環境課 3階 10番窓口 ☎ 75-1215
亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方		○自己搬入（持込） ・自己搬入の申請 ・ごみの現物確認 ※可燃ごみを自己搬入する場合、環境の森センター・きづかわでの手続きが必要です。	○同居の場合 ・ごみ排出元の住所が確認できるもの（運転免許証等） ○別居の場合 ・ごみ排出元の住所及び排出者が確認できるもの（公共料金の領収書等） ・搬入者の住所及び氏名が確認できるもの（運転免許証等）	（可燃ごみ以外のごみ） 環境課 3階 10番窓口 ☎ 75-1215 （可燃ごみ） 環境の森センター・ きづかわ ☎ 72-1010
		○特別収集（自宅への収集） ・収集の予約 ・収集当日の立会	・実施日（毎週水曜日）の1週間前までに申し込みください。 ・ごみは必ず分別してください。市が収集できないものは、収集できません。 ・収集当日までに自宅内からごみを搬出してください。 ・特別収集手数料 4,000円／軽トラック1台 1回につき、最大2台までご利用いただけます。	環境課 3階 10番窓口 ☎ 75-1215
ふれあい収集を利用している方		中止届	環境課までご連絡ください。	環境課 3階 10番窓口 ☎ 75-1215
農地を相続された方		農地法第3条の3第1項の規定による届出	法務局での相続手続き完了後、届出が必要です。 添付書類：相続した農地の登記事項証明書（写し可）等の対象のうち及び相続人がわかる証明書類	農業委員会事務局 3階 4番窓口 農政課内 ☎ 75-1220
森林の土地を相続された方		森林の土地の所有者届出	所有者による届出書の提出が必要です。 ・森林の土地の所有者届出書 ・当該土地の位置を示す地図 ・当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	農政課 3階 4番窓口 ☎ 75-1220
住宅が空家等となる場合		空家等の管理、利活用等に関する相談	個別の状況に応じてご案内します。	都市計画課 3階 7番窓口 ☎ 75-1222

市役所以外での手続きチェックリスト

■ 上下水道、その他

手続きが必要な方	該当	主な手続き	必要なもの	受付窓口
下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯		世帯人数の変更	汚水量認定申告書	
水道・下水道を利用されている方		名義の変更 登録口座の変更が必要な場合	使用者変更届または閉栓届 ・郵送による手続きが必要になります。 (右記にお問い合わせください。) □座振替の中止の場合 ・右記にお問い合わせください。 登録口座の変更又は、新規で□座振替をご希望の場合 ※手続きは金融機関となります。 ・申請には預金通帳・通帳届出印・水栓番号が必要になります。	業務課 (吐師上柏谷17-1 上下水道部庁舎内) ☎ 75-1250
普通自動車		自動車税に関すること及び名義変更等に関すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。 普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	山城南府税出張所 (木津上戸18-1木津総合庁舎内) ☎ 72-0231
軽自動車(三輪・四輪)及び二輪(125cc超)		名義変更 または廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽自動車(三輪・四輪)】 軽自動車検査協会京都事務所 (京都市伏見区竹田向代町51-12) ☎ 050-3816-1844 【二輪】 近畿運輸局京都運輸支局 ☎ 050-5540-2061 <自動音声ガイダンス>
国税関係		相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	右記へお問い合わせください。	宇治税務署 (宇治市大久保町井の戸60-3) ☎ 代表 44-4141
不動産登記関係		所有権移転(相続)登記	右記へお問い合わせください。	京都地方法務局 木津出張所 (木津駅前一丁目50 木津地方合同庁舎2F) ☎ 代表 72-0265

◆◇◆ 住民票の写し（除票）に関するご案内 ◆◇◆

死亡保険金等の手続き等に際して、死亡された方の住民票の写し（除票）が必要な場合は、請求する方が受取人として記載されている保険証書等を確認するほか、請求する方に誓約書を記載いただきます。

また、土・日曜日に西部出張所で交付を申請された場合、死亡された方との続柄がわかる書類（戸籍謄本等）の提示を求める場合があります。

◆◇◆ 委任状に関するご案内 ◆◇◆

死亡に伴う年金の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行う場合は、委任状が必要となりますので、次頁の委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

- 市役所内での死亡に関する手続き用です。
※委任状は任意の様式でも有効です。
※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途
委任状が必要となります。
年金事務所用の委任状は、市役所国保年金課国民年金係
又は年金機構のホームページで配布しています。

【お問い合わせ】

- 戸籍（除籍）謄本・住民票について
市民課 **0774-75-1210**
- 税に関する証明書について
税務課 **0774-75-1203**
- 年金手続きについて
国保年金課 **0774-75-1214**
京都南年金事務所 **075-644-1165**

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者が自署又は記名押印し、原本を提出してください。
 - ※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
 - ※ 委任状の作成日より3カ月以内に窓口にお越しください。

委 任 状

（宛先） 木津川市長

令和 年 月 日作成

委任者（頼む方）

住所

氏名 (印) ※自署の場合は押印不要です。

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号 — —

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

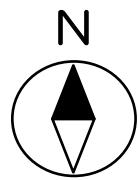
氏名

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

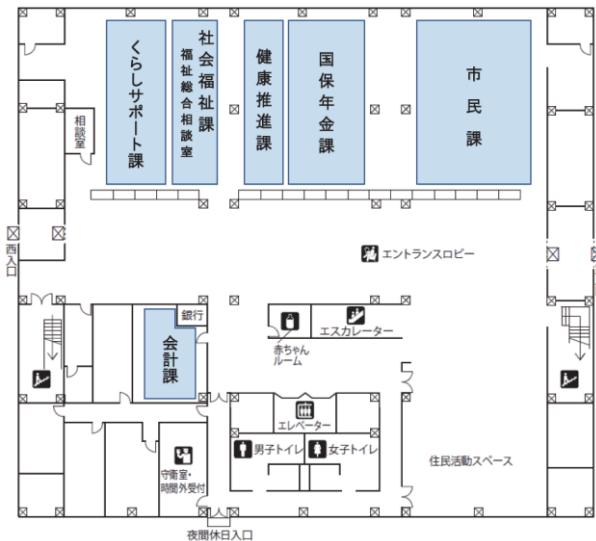
- 世帯変更届に関する手続き
 - 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要となる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
 - 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)に関する手続き
 - 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
 - 遺族年金用：所得証明書(等) 最新年度分 通
 - 相続登記用：固定資産評価証明書 最新年度分

(注) 相続登記の必要書類については、京都地方法務局木津出張所 (TEL 72-0265) にお問い合わせください。

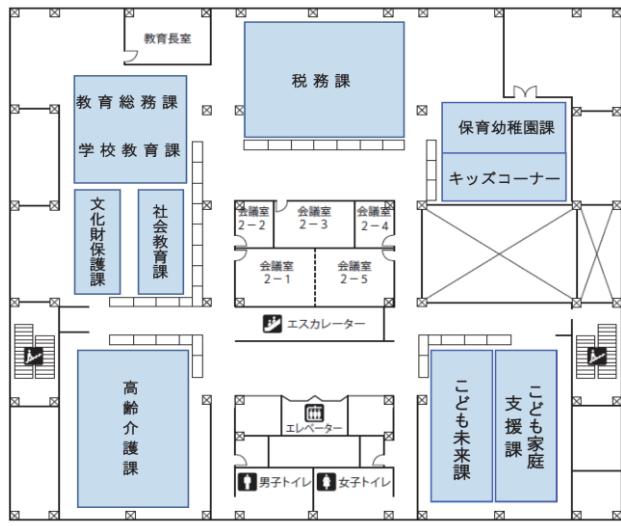
◆◆◆ 庁舎内案内図 ◆◆◆



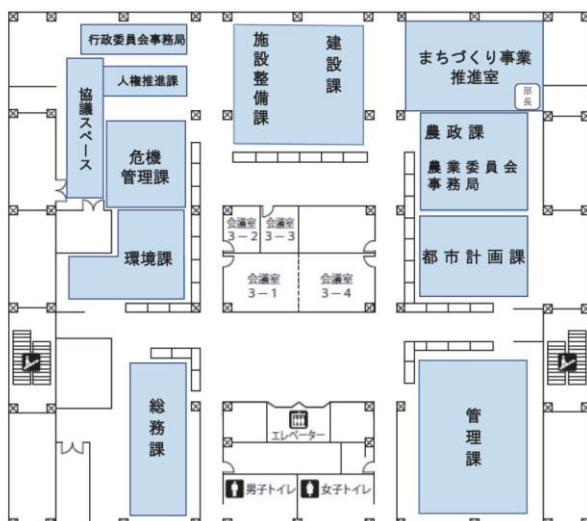
1F



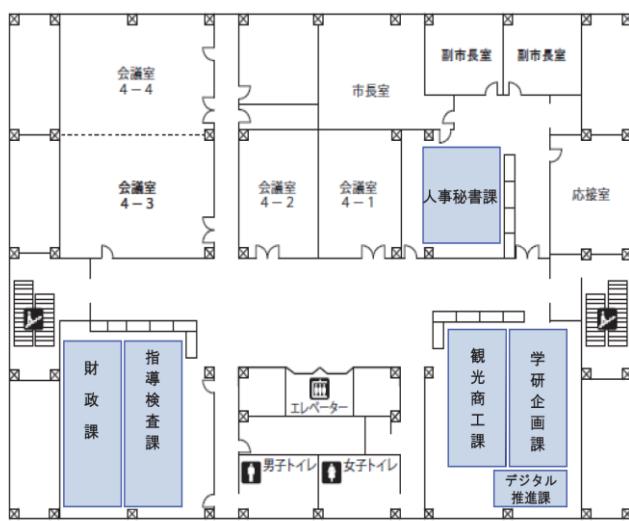
2F



3F

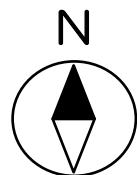


4F



◆◇◆ 木津川市案内図 ◆◇◆

木津川市



〈棚倉駅周辺〉



〈木津駅周辺〉



〈加茂駅周辺〉



注) 加茂支所、山城支所、西部出張所は、証明書の発行のみです。

お亡くなりになられた後の各種手続きはできません。